

評価の対象となる仕事しなくなる等の弊害が出て破綻しかけています。
1月25日からの通常国会にこの法案が提出されますが、どうなるのか注目して
いきたいと思ひます。

また、41条の例外以外にも働き方の形態として
変形労働時間制
裁量労働制
みなし労働時間制
があります。

該当する働き方をなさっている方もおいでと思ひます。
次回は、この働き方の形態についてお話していきます。

★トピックス～「者」「物」「もの」の使い分け

者とは法律上の人格(自然人・法人)をあらわします。

* 上記41条該当者を者と表記してますよね？

物とは有体物(形のある)をあらわし、無体物には使いません。

「もの」は、「者」「物」で示される以外のものやそれを含めたあらゆるものを示すとき
に使います。

西尾という人間、〇〇株式会社＝者

宅急便の荷物、本＝物

法律そのもの、考え方＝もの

といった感じです。

～～～～～編集後記～～～～～～～～

1月も半ばとなりました。

皆様も通常のライフスタイルに戻っておいでのことと
思ひます。

大寒ももうすぐです。

防寒対策は万全に、寒さを乗り切りましょう！

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所

社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

